

cookieの利用・提供/個人情報保護の越境データ移転/

オプトアウト制度への対応等にお悩みの担当者必読!

改正個人情報保護法に基づき

個人情報を適切に運用・利活用できるようになる!

令和2年改正

個人情報

保護法Q&A 増補版

ガイドライン対応 実務と規程例

弁護士法人三宅法律事務所 渡邊 雅之 [著]

A5判・370頁 定価:3,520円(本体:3,200円+税10%)



9 個人情報の漏えい等報告および本人への通知が義務化されることですが、GDPRと同様に、72時間以内の当局への報告等が求められることになるのでか。

A 改正法により、委員から言及されたように、漏えいが発生した場合には委員会への報告が義務づけられます。その要件については、漏えいした個人データの性質、それから漏えいの態様、それから漏えいの事象の規模など、複数の観点から、個人の権利利益を害するおそれ大きい事象を定めることが予定されています。具体的には、例えば、センシティブな要配慮個人情報の漏えい、それから不正アクセスによる漏えい、それから経済的損失を伴うこととなるおそれのあるデータの漏えいといったもの、その他、これらには該当しなくても、一定数以上の大規模な漏えいなどを報告の対象とすることが検討されています。

解説

【改正条文】

(漏えい等の報告等)

第22条の2〔26条〕 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事象であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるところが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事象が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事象が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事象が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するために必要と認められるときは、その限りでない。

個人情報取扱規程

II 資料編

第1章 総則

目的

第1条 本規程は、当社（当社の役員、従業員を含む。以下同じ。）が、「法」（第2条第18号に定義する法をいう。）、「政令」（第2条第19号に定義する政令をいう。）、「規則」（第2条第20号に定義する規則をいう。）及び「ガイドライン」（第2条第21号に規定するガイドラインをいう。）に基づき、当社の取り扱う個人データ（第2条第6号に定義する個人データをいう。）の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

なお、法に基づく仮名加工情報（法に定める仮名加工情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては「仮名加工情報等取扱規程」において、匿名加工情報（法に定める匿名加工情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては「匿名加工情報等取扱規程」において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、「特定個人情報等取扱規程」において、別途定めるところに従うものとする。

※ 本書にはなお書きにある「3規程」は掲載していません。

定義

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

個人情報取扱規程集雛形の最新版を登載。
Word形式でダウンロードでき、
法改正に対応した規程集を作成可能!

をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）²

② 個人識別符号が含まれるもの³

（個人情報の定義。）

1号（個人識別符号以外の個人情報）

2号（個人識別符号）

この条文は「①令和2年法律第44号で改正され令和4年4月1日から施行されるもの」と「②令和3年法律第37号で改正され令和4年5月5日から施行されるもの（第1項改正）」を並記した。並記順は①→②を基本とし、条名・項番号・筆跡等のみ変更となるものは③の内容を□書きで併記した。
凡条【第九条】 かんがみ【鑑み】

○個人情報の保護に関する法律 (平成十五年五月三十日号外法律第五十七号)

の保護に関する法律ここに公布する。
個人情報の保護に関する法律

第一章 総則

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに基づき、個人の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に關する事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新社会の発展及び活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人の権利利益を保護することを目的とする。

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれが該当するものをいう。

①氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式の方法で作成されたものをいう。以下同じ。）による記述等が可能な方式をいう。以下同じ。）で作成される記述をいう。第十八条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）に記述され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項

令和2年・令和3年と続けて改正された
個人情報保護法をわかりやすくQ&Aで解説

令和2年改正・令和3年改正の法令を収録。
改正後の法内容を整理できる!



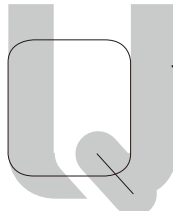
第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

I 令和2年・令和3年改正個人情報保護法のQ & A

- Q 1 個人情報保護法とはどのような法律ですか。
- Q 2 令和2年改正法の制定経緯・概要について教えてください。
- Q 3 令和3年改正法の制定経緯・概要について教えてください。
- Q 4 クッキー (Cookie) などの端末識別子等は個人情報保護法上どのように扱われることになりますか。
- Q 5 いわゆる「リクナビ問題」ではどのようなことが問題となりましたか。
- Q 6 現行個人情報保護法においては、クッキー (Cookie) の利用・提供について本人の同意が取得されていますか。改正個人情報保護法により、クッキー (Cookie) の利用・提供について同意が必要となりますか。諸外国 (EU・カリフォルニア州) ではどのような扱いがなされていますか。
- Q 7 個人情報の適正な利用義務が規定化されるとのことですが、その背景と適用の在り方について教えてください。
- Q 8 個人情報保護法に「仮名加工情報」が新たに設けられますが、どのような情報で、どのような規律が適用されますか。
- Q 9 個人情報の漏えい等報告および本人への通知が義務化されるとのことですが、GDPR と同様に、72 時間以内の当局への報告等が求められることになるのですか。
- Q 10 オプトアウト制度が強化されるとのことですが、どのような内容となりますか。また、個人データの共同利用の制度はどのように変わりますか。
- Q 11 域外適用に関してはどのような改正がなされますか。
- Q 12 越境データ移転 (外国にある第三者への個人データの提供の制限) に関してはどのような改正がなされますか。
- Q 13 いわゆる LINE 問題が個人情報保護法の越境データ移転に関する法制に与える影響について教えてください。
- Q 14 「保有個人データ」に関して①短期保存データの保有個人データ化、②開示請求のデジタル化、③利用停止請求権等の要件の緩和がなされるそうですが、どのような改正が具体的になされますか。



7

個人情報の適正な利用義務が規定化されるとのことですが、その背景と適用の在り方について教えてください。

A 個人情報取扱事業者は、形式的には個人情報保護法の規定に違反しなくても、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用した場合は、法16条の2【19条】違反となり、個人情報保護委員会の行政処分の対象となり得ることになります。

解説

1 改正条文

個人情報取扱事業者は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません。

すなわち、形式的には個人情報保護法の規定に違反しなくても、違法又は不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用した場合は、法16条の2【19条】違反となり、個人情報保護委員会の行政処分の対象となり得ます。

なお、「利用」については、個人情報保護法に定義はありませんが、取得および廃棄を除く取扱い全般を意味すると考えられます。したがって、保管しているだけでも利用に該当します (「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」および「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ & A (個人情報保護委員会) 2-3)。

2 改正の背景 (制度改正大綱)

制度改正大綱においては、本改正の趣旨について、以下のとおり規定しています。

- 昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながるものが懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある。
- そのような中で、特に、現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられる。
- こうした実態に鑑み、個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人

- Q 15 ペナルティと課徴金についてはどのように強化されますか。

II 資料編

- 個人情報取扱規程
- 情報漏えい等の事態等対応手続
- 【個人情報保護指針 / プライバシーポリシー】
- 個人情報の保護に関する法律
- (令和4年4月1日施行・同年5月までに施行される条文を並記)

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

令和2年改正個人情報保護法Q & A 増補版—ガイドライン対応実務と規程例—

●定価 **3,520円** (本体 **3,200円** + 税10%) [コード **076232**]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円 (税込) 以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円 (税込) 未満のご注文については、国内配送料550円 (税込) にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、330円 (税込)
3万円以下の場合、440円 (税込)
10万円以下の場合、660円 (税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いたしません。

年 月 日

〒
ご住所

機関名

部署名

公用

私用

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>) がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-302-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印